

補 足 資 料

1 入札書への記載時の算出方法

- (1) 本件入札にあたっては、リース業者様に入札書の提出を行っていただきます。
- (2) 本件契約の賃貸借期間は、令和5年10月1日～令和10年9月30日とします。
- (3) 入札書記載金額については、本市が仕様書で提示した要件に基づき、機器全ての上記期間に係る費用（導入作業及び保守を含む）の総合計を算出してください。
- (4) 消費税相当額は含まないで下さい。
- (5) 落札業者様には、落札後すみやかに落札金額に対応した積算内訳書を作成していただきます。この場合に、入札書の入札金額及び積算内訳書の合計金額は一致していなければならないものとします。

2 契約期間及び支払方法について

- (1) 契約形態は、落札事業者様及び保守事業者様（以下、「落札事業者等」という。）との三者契約を想定しています。（詳細については落札後の協議となります。）
- (2) 契約の締結は、落札後速やかに行うものとします。
- (3) 本件は5年間の保守付きリース契約を締結します。
- (4) 支払いについては、年額支払いとします。年額の場合は当該年度分の賃貸借料を翌年度4月にリース業者様から吹田市に対して請求していただき、正当な請求行為を確認した上で請求日から30日以内にリース業者様に対して支払うものとします。
- (5) 支払い開始月は、令和5年10月分からとします。
- (6) 昨今の世界情勢を鑑み、半導体等原材料不足や工場閉鎖等に起因し一義的に落札事業者等の責に帰さないと認められる事由により納期が遅れる可能性がある場合は、当該事由を認識した日以降速やかに申し出ていただければ、別途協議に応じるものとします。

3 その他

その他詳細については、公告文を参照してください。

（問合せ先）

吹田市行政経営部情報政策室

電話：06-6384-1433（直通）

メールアドレス：den_joka@city.suita.osaka.jp

担当：榊、比良